

誰もが気軽にスポーツに親しめる場づくりオンラインセミナー
スポーツの場づくりはいつでも誰でもどこでもできる！

－ 第1回公共空間の積極活用 －

2025年8月8日(金)

公共空間の積極活用と スポーツまちづくり

町田 誠

横浜市立大学大学院 都市社会文化研究科 客員教授
内閣府 PPP/PFI学識専門家 国土交通省 PPPサポーター
一般財団法人 地域総合整備財団 公民連携アドバイザー
一般財団法人 公園財団 常務理事



武蔵野公園
多摩スポーツパーク 緑山

利用時間
9:00～17:00 (最終入場 16:30)

利用料
大人 100円
小学生 50円
中学生 50円
高校生 50円

注意事項
1. 安全ヘルメットは必ず着用してください。
2. 飲酒・喫煙は禁止です。
3. 犬の散歩は禁止です。
4. 自転車の乗り入れは禁止です。
5. 火気の使用は禁止です。
6. 公園内での飲食は禁止です。
7. 公園内でのゴミの投棄は禁止です。
8. 公園内での大声喧哗は禁止です。
9. 公園内での立ち入り禁止区域への立ち入りは禁止です。
10. 公園内での立ち入り禁止区域への立ち入りは禁止です。

お問い合わせ
0423-82-1111 (受付時間内)

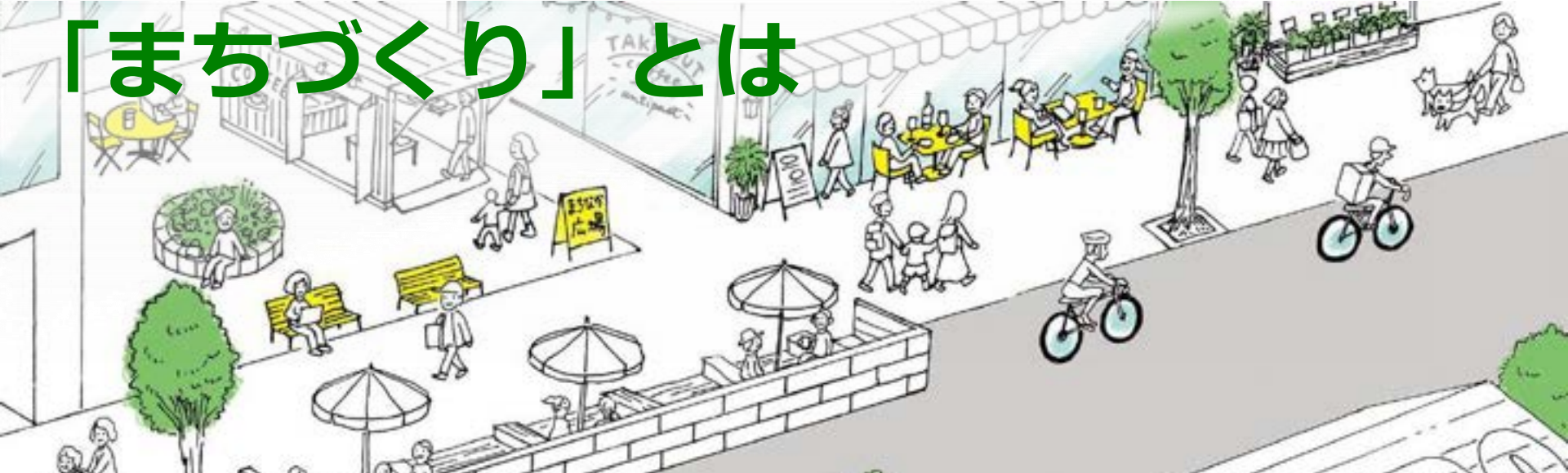




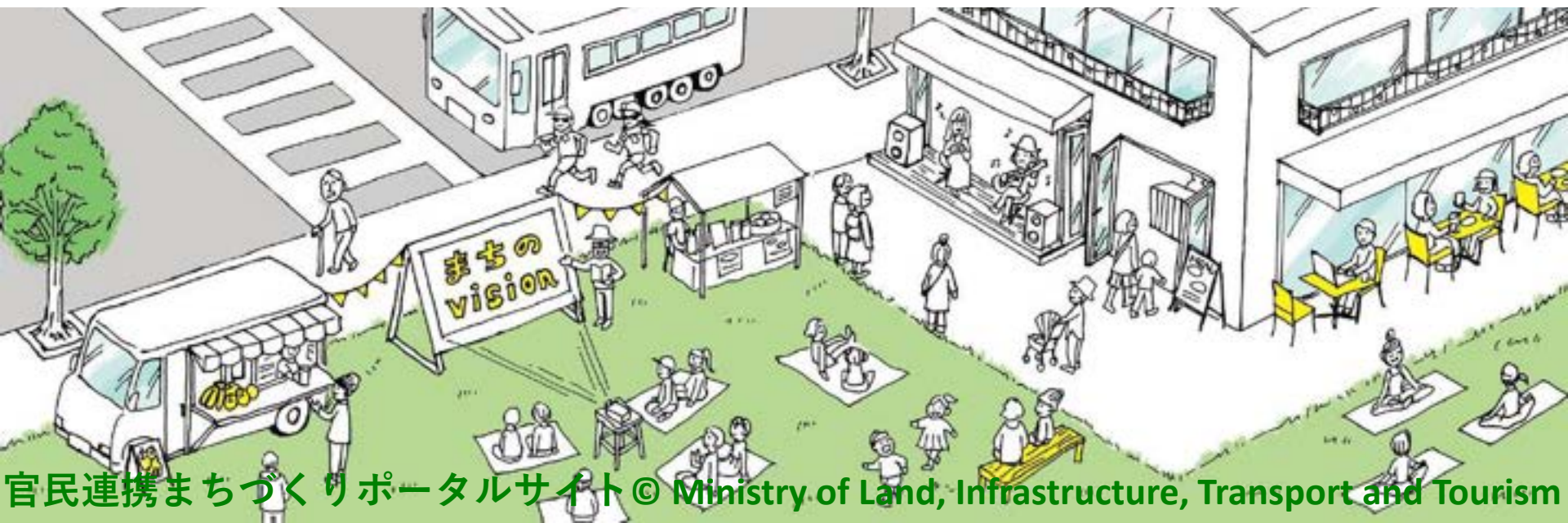


公共空間の積極活用 と スポーツまちづくり

「まちづくり」とは



なぜ街づくり、町づくり、でないのか？
昔だったら「都市整備」=「役所の仕事」



平仮名「まちづくり」は大変広範な概念

対象となるフィールドはさまざま

- 民間の財産(土地・建物)
- 公共施設・公共空間(PRE・公共アセット)
- 公益施設(教育、福祉医療、交通、供給処理など)

みんなで地域やエリアを継続的に
良くしていこうという活動

- まちづくり条例(自治基本条例)
福祉の…、環境…、景観…、スポーツ…、文化の…
- まちづくり会社(◁まちづくり三法1998年)
- 国土交通省 まちづくり交付金(2004年)

「まちづくりのテーマ」 Aiに聞いてみると

@Microsoft Copilot

歴史と文化の継承 地元の伝統や史跡、民話などを活かした
「歴史が息づく街」

自然との共生 緑地や川、海などを守り、自然体験できる
「緑と水のまち」

子育て・教育支援都市 家族が安心して暮らせる
「未来を育むまち」

アート&クリエイティブシティ 若手アーティストや創造産業を支える
「表現が息づくまち」

防災・安全・安心のまち 災害に強く、住民が安心できる
「守られるまち」

持続可能なエコタウン 環境負荷の少ない暮らしをめざす
「サステナブルなまち」

交流・多様性のまち 移住者や観光客、多様な人々が共に暮らす
「ひらかれたまち」

「スポーツまちづくり」 Aiに聞いてみると

@Google Gemini

**「スポーツまちづくり」とは、スポーツを核として、
地域社会の活性化や住民の暮らしやすい環境づくりを
進める取り組みのことです。**

単にスポーツ施設を整備するだけでなく、

「する」「みる」「ささえる」といった

多様な形でスポーツに関わる機会を創出し、

地域が抱える様々な課題解決に貢献することを

目指します。

スポーツまちづくりの**目的**

健康増進・体力向上: 住民が日常的に運動に親しむ機会を増やし、健康寿命の延伸や生活習慣病の予防に貢献します。

地域コミュニティの活性化: スポーツイベントや活動を通じて、世代や性別、障がいの有無を超えた住民同士の交流を促進し、地域のつながりを強化します。

経済の活性化: プロスポーツチームの誘致、スポーツイベントの開催、スポーツツーリズムの推進などにより、観光客誘致や雇用創出、地域経済の活性化を図ります。

地域の魅力向上・ブランディング: スポーツを通じて地域の特色や魅力を高め、対外的なイメージアップや移住・定住の促進につなげます。

教育・人材育成: スポーツを通じた青少年の健全な育成や、地域を支えるスポーツ指導者・運営人材の育成を目指します。

社会課題の解決: 障がい者スポーツの推進、スポーツを活用した防災、犯罪のないまちづくりなど、地域の様々な課題解決に貢献します。

スポーツまちづくりの具体的な取り組み例

スポーツまちづくりは、様々な主体（自治体、NPO、企業、住民など）が連携して進めることが重要です。具体的な取り組みとしては、以下のようなものが挙げられます。

スポーツ施設の整備・活用: 公園や空きスペースを活用した簡易な運動施設の設置、既存施設の多機能化、プロスポーツのスタジアム・アリーナを核とした複合施設の整備など。

イベントの開催・誘致: マラソン大会、サイクリングイベント、ウォーキングイベント、プロスポーツの試合誘致など、住民が「する」「みる」を楽しめる機会の創出。

スポーツコミッションの設立・支援: 地域全体のスポーツ振興を担う組織を設置し、イベント誘致や合宿誘致、地域スポーツの企画・運営を推進します。

スポーツツーリズムの推進: 地域固有の自然や文化とスポーツを組み合わせた観光コンテンツの開発・提供（例：マリンスポーツ、登山、武道体験など）。

地域住民の健康づくりプログラム: 高齢者向けの体操教室、子ども向けの運動遊び、企業連携による健康経営の推進など。

プロスポーツチームとの連携: 地域に根ざしたプロチームが、地域貢献活動や青少年の育成に積極的に関わる。

スポーツの場づくり ⇔ まちなかにどれだけあるか

公園の中に存在するスポーツ施設・文化施設(2024.3)



テニスコート：13,355面



野球場：3,283



球技場：2,112



図書館：141



野外劇場：426

フットサル・バスケットコート：580



陸上競技場：765

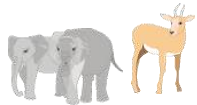
公認：408

未公認：357



植物園：155

温室：75



動物園：119



プール：2,115槽



集会所：1,413

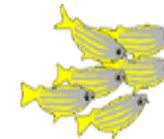


体育館：1,047

体験学習施設：521

自然生態園：162

野鳥観察所：130



水族館：21



陳列館：629



公園等のストック量

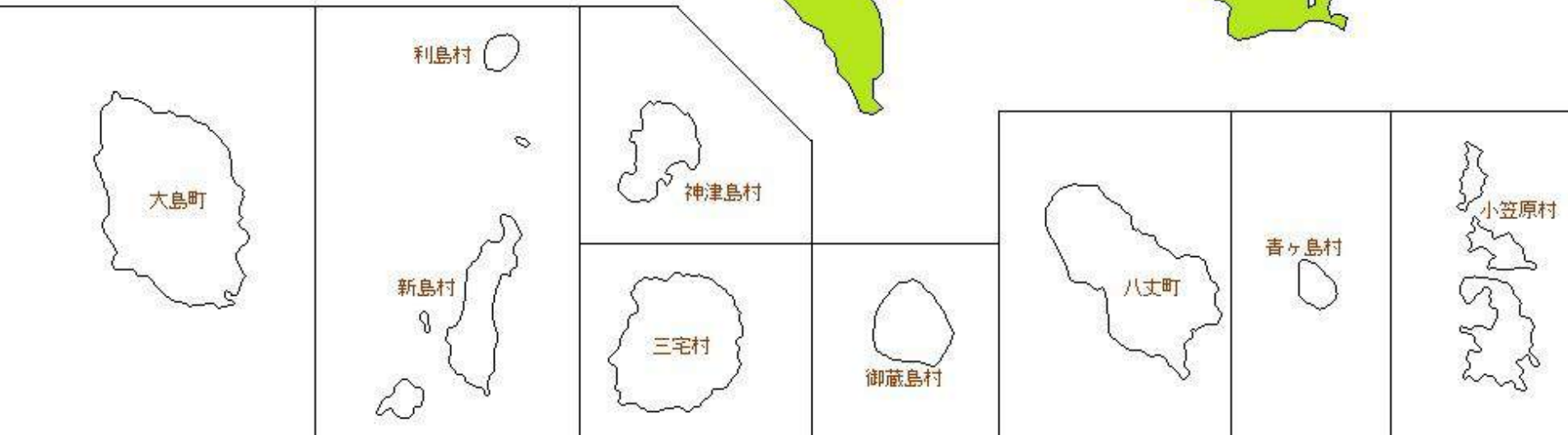
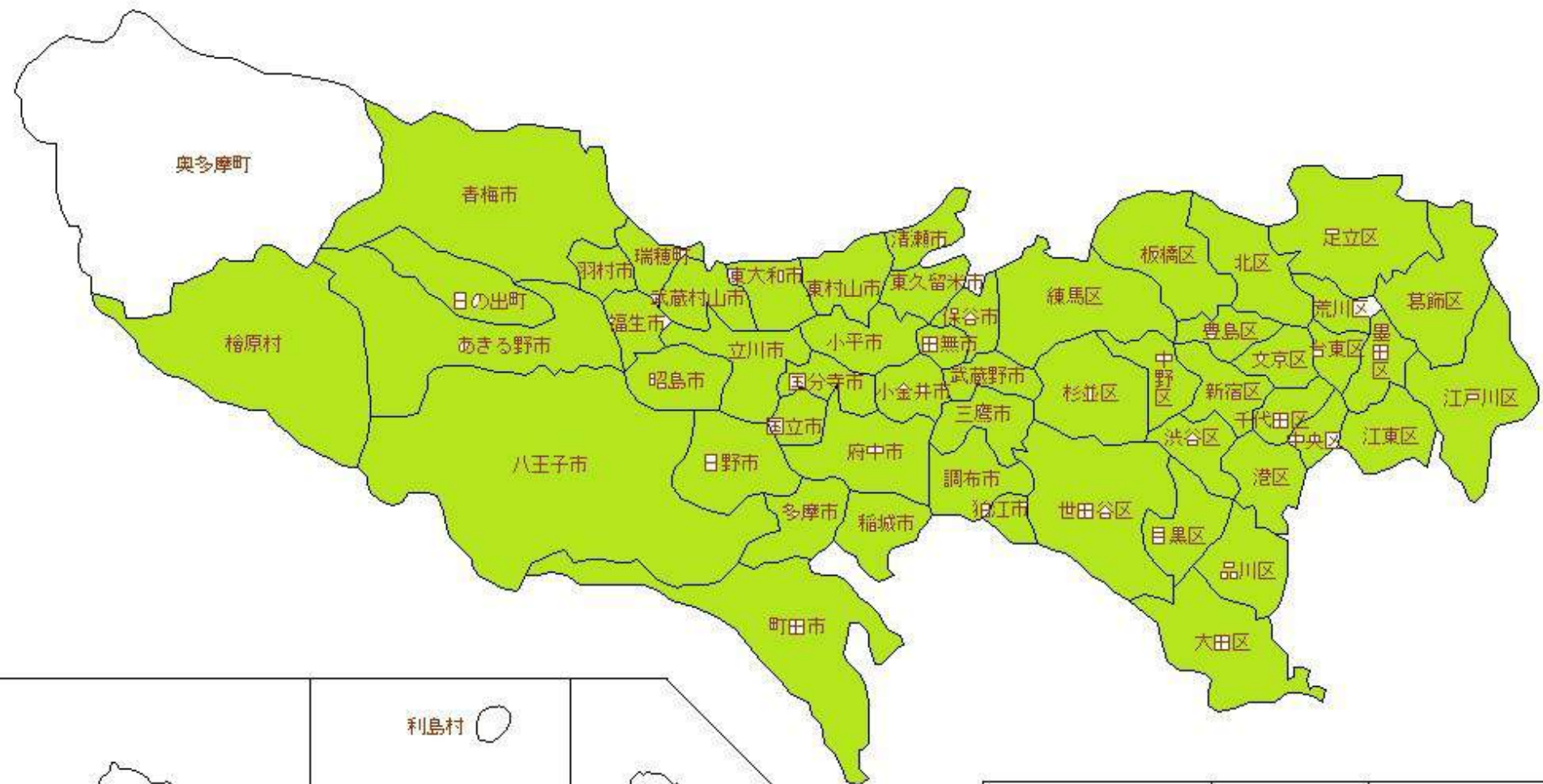
公園種別	箇所数	面積ha
住区基幹公園	99,934	35,529
街区公園	92,188	14,678
近隣公園	5,911	10,663
地区公園	1,835	10,187
都市基幹公園	2,252	39,940
総合公園	1,404	26,725
運動公園	848	13,215
大規模公園	229	15,942
緩衝緑地等	12,714	35,043
国営公園	17	4,320
合 計	115,327*¹	130,870*¹

港湾緑地・児童遊園・その他の公園緑地	53,319	18,522
総 合 計	168,646	149,392

*1 令和5年度末都市公園等現況調査（国土交通省2024.3末）合計値には認定市民緑地等を含む

地方財政白書（総務省令和6年版）	149,779	161,200
-------------------------	----------------	----------------

161,200ヘクタールはこのくらい



令和3年度社会教育統計 調査結果のポイント

(1) 施設の状況

1 施設数の推移

公民館、社会体育施設は減少傾向にある中、図書館、博物館、生涯学習センターは増加しており過去最多。

表1 施設数の推移

		(施設)								
区 分		公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性 教育施設	社会 体育施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
平成	11年度	19,063	2,592	1,045	4,064	1,263	207	46,554	1,751	...
	14	18,819	2,742	1,120	4,243	1,305	196	47,321	1,832	...
	17	18,182	2,979	1,196	4,418	1,320	183	48,055	1,885	...
	20	16,566	3,165	1,248	4,527	1,129	380	47,925	1,893	384
	23	15,399	3,274	1,262	4,485	1,048	375	47,571	1,866	409
	27	14,841	3,331	1,256	4,434	941	367	47,536	1,851	449
	30	14,281	3,360	1,286	4,452	891	358	46,981	1,827	478
令和	3	13,798	3,394	1,305	4,466	840	358	45,658	1,832	496
平成30年度からの増減数		△ 483	34	19	14	△ 51	0	△1,323	5	18
平成30年度からの増減率(%)		△ 3.4	1.0	1.5	0.3	△ 5.7	0.0	△2.8	0.3	3.8

注1. 平成20年度より都道府県・市町村首長部局所管の図書館同種施設、独立行政法人及び都道府県・市町村首長部局所管の青少年教育施設及び女性教育施設を調査対象に追加している。(以下の表において同じ。)

注2. 平成23年度以前の「劇場・音楽堂等」は、「文化会館」として調査している。(以下の表において同じ。)

一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設

(2) 施設の運営状況

1 指定管理者別の施設数

全ての施設種で指定管理者制度の導入は増加しており、公立の社会教育施設に占める割合は全体の約3割となっている。

表2 種類別指定管理者別施設数

区 分	(施設)									
	計	公民館 (類似施設含む)	図書館	博物館	博物館 類似施設	青少年 教育施設	女性教育 施設	社会体育 施設	劇場・ 音楽堂等	生涯学習 センター
公立の施設数 (社会体育施設は団体数)	51,510 (51,972)	13,798 (14,277)	3,372 (3,338)	805 (785)	3,575 (3,542)	812 (863)	271 (271)	26,663 (26,693)	1,718 (1,725)	496 (478)
うち指定管理者導入施設数	16,390 (15,836)	1,477 (1,407)	704 (631)	214 (203)	1,100 (1,105)	376 (367)	98 (97)	11,222 (10,857)	1,033 (1,014)	166 (155)
公立の施設数に占める割合	31.8% (30.5%)	10.7% (9.9%)	20.9% (18.9%)	26.6% (25.9%)	30.8% (31.2%)	46.3% (42.5%)	36.2% (35.8%)	42.1% (40.7%)	60.1% (58.8%)	33.5% (32.4%)
地方公共団体	96 (109)	4 (3)	— (1)	— (—)	16 (16)	4 (5)	— (—)	67 (80)	5 (3)	— (1)
地縁による団体 (自治会、町内会等)	1,059 (932)	495 (395)	4 (5)	— (—)	47 (48)	17 (18)	8 (9)	473 (433)	3 (4)	12 (20)
一般社団法人・一般財団法人 (公益法人を含む。)	5,715 (5,620)	322 (313)	65 (60)	153 (149)	498 (512)	131 (133)	37 (40)	3,906 (3,807)	537 (545)	66 (61)
会社	5,444 (4,983)	126 (121)	556 (485)	50 (41)	264 (246)	109 (107)	13 (11)	3,944 (3,612)	346 (329)	36 (31)
NPO	1,624 (1,608)	42 (43)	42 (45)	5 (6)	83 (87)	59 (56)	21 (20)	1,308 (1,290)	53 (52)	11 (9)
その他	2,452 (2,584)	488 (532)	37 (35)	6 (7)	192 (196)	56 (48)	19 (17)	1,524 (1,635)	89 (81)	41 (33)

注1. 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき、法人その他の団体を管理者として指定している場合をいう。

2. () 内は平成30年度調査の数値である。

2 指導系職員の推移

社会教育主事の数は一貫して減少しているが、図書館の司書、博物館の学芸員のほか、社会体育施設や劇場、音楽堂等の指導系職員の総数は増加を続けており、過去最多。

表3 指導系職員の状況

施設等区分	計	都道府県・市町村教育委員会	公民館(類似施設含む)	図書館(同種施設含む)	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
		社会教育主事	公民館主事(指導系職員)	司書	学芸員	学芸員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員	指導系職員
平成14年度	54,353	5,383	18,591	10,977	3,393	2,243	2,921	290	8,963	1,592	…
17	55,449	4,119	17,805	12,781	3,827	2,397	2,961	263	9,599	1,697	…
20	58,810	3,004	15,420	14,596	3,990	2,796	2,974	478	12,743	1,928	881
23	62,407	2,518	14,454	16,923	4,396	2,897	2,746	417	15,286	1,879	891
27	65,102	2,048	13,275	19,015	4,738	3,083	2,852	445	16,742	2,045	859
30	66,434	1,681	12,334	20,130	5,025	3,378	2,797	455	17,591	2,163	880
令和3	68,938	1,451	11,795	21,520	5,350	3,686	2,720	455	18,800	2,254	907

注1. 社会教育主事には、派遣社会教育主事(都道府県がその事務局の職員を社会教育主事として、市町村に派遣している職員(実数))を含み、さらに平成27年度調査以降は課長のうち併せて社会教育主事の発令をされている者を含む。

(参考) **学級・講座等の実施数の推移**

令和2年度間における学級・講座及び諸集会の実施数は、前回調査と比較してすべての施設で減少。特に博物館及び博物館類似施設においては半数程度の開催。

表5 学級・講座数及び諸集会数の推移

	公民館 (類似施設を 含む)	図書館	博物館	博物館類似施設	青少年教育施設	女性教育施設	社会体育施設	劇場、音楽堂等	生涯学習センター
平成13年度間	513,503	60,725	24,078	9,243	145,610	159,939	...
16	566,694	71,801	29,159	39,050	29,847	10,053	149,727	148,602	...
19	665,645	82,845	34,179	44,894	35,793	15,123	138,199	133,415	28,701
22	588,902	101,525	44,460	52,083	31,148	14,102	175,238	97,279	22,117
26	545,761	138,825	55,698	61,535	36,866	17,537	300,316	80,070	29,602
29	620,749	152,466	64,637	69,370	43,266	17,295	457,490	101,049	28,154
令和2	372,321	87,347	33,357	30,668	23,087	10,228	360,408	64,957	22,006
平成29年度間からの 増減数	△ 248,428	△ 65,119	△ 31,280	△ 38,702	△ 20,179	△ 7,067	△ 97,082	△ 36,092	△ 6,148
平成29年度間からの 増減率(%)	△ 40.0	△ 42.7	△ 48.4	△ 55.8	△ 46.6	△ 40.9	△ 21.2	△ 35.7	△ 21.8

注1. 図書館及び社会体育施設においては学級・講座を実施していないため諸集会の実施件数のみ。

2. 「諸集会」とは、図書館は読書会・研究会、鑑賞会・映写会及び資料展示会、博物館・博物館類似施設は講演会、研究会及び映写会等、青少年教育施設は講演会・講習会・実習会及び体育・レクリエーション行事、女性教育施設は講演会・講習会・実習会等、展示会及び体育・レクリエーション行事、社会体育施設はスポーツ教室、スポーツ大会及びスポーツテスト会、劇場、音楽堂等は舞台芸術・芸能講演、展覧会及びその他（講演会、講習会、映写会等）を指す。

公園の種類

■住区基幹公園

- 街区公園 街区内に居住する者が利用、標準面積0.25ha
- 近隣公園 近隣に居住する者が利用、標準面積2ha
- 地区公園 徒歩圏内に居住する者が公園、標準面積4ha
(特定地区公園 都市計画区域外の地区公園)

■都市基幹公園

- 総合公園 都市住民全般が総合的に利用、標準面積10～50ha
- 運動公園 都市住民全般が運動に公園、標準面積15～75ha

■大規模公園

- 広域公園 市町村を超える広域レクリエーション利用、標準面積50ha以上
- レクリエーション都市 都市圏域の広域レクリエーション利用、標準全体規模1,000ha

■国営公園

都府県の区域を超える広域レクリエーション利用に供する公園、標準面積300ha以上
国家的な記念事業等として設置される公園

■緩衝緑地等

- 特殊公園 風致公園、墓園等の特殊な公園
- 緩衝緑地 大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和や災害の防止を図る緑地
- 都市緑地 自然環境の保全、改善、景観の向上を図るための緑地、標準面積 0.1ha以上
- 緑道 安全・快適の確保等を図る植樹帯及び歩行者路、標準幅員10～20m

標準的な都市公園の配置

■ 住区基幹公園 (街区公園、近隣公園)

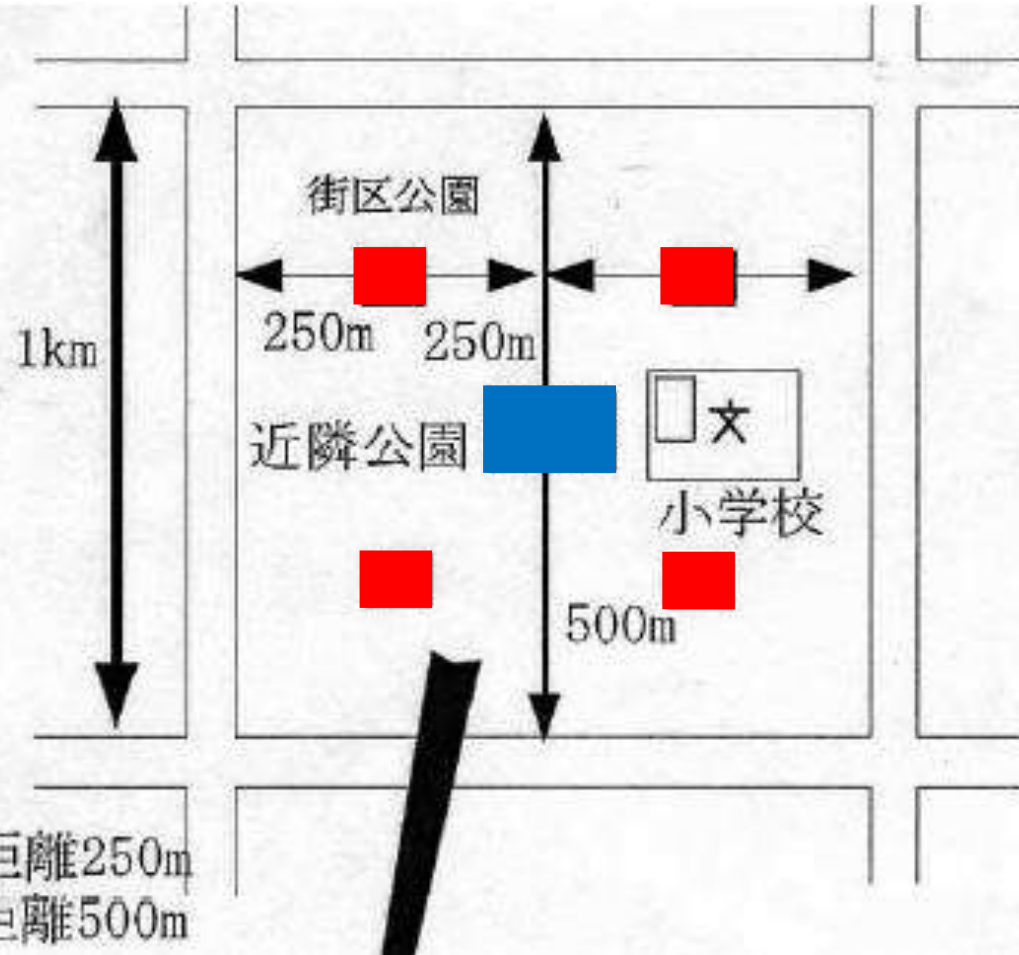
住区レベル (1 近隣住区)

標準面積：100ha (1km×1km)

標準人口：10,000人

街区公園 4箇所

近隣公園 1箇所

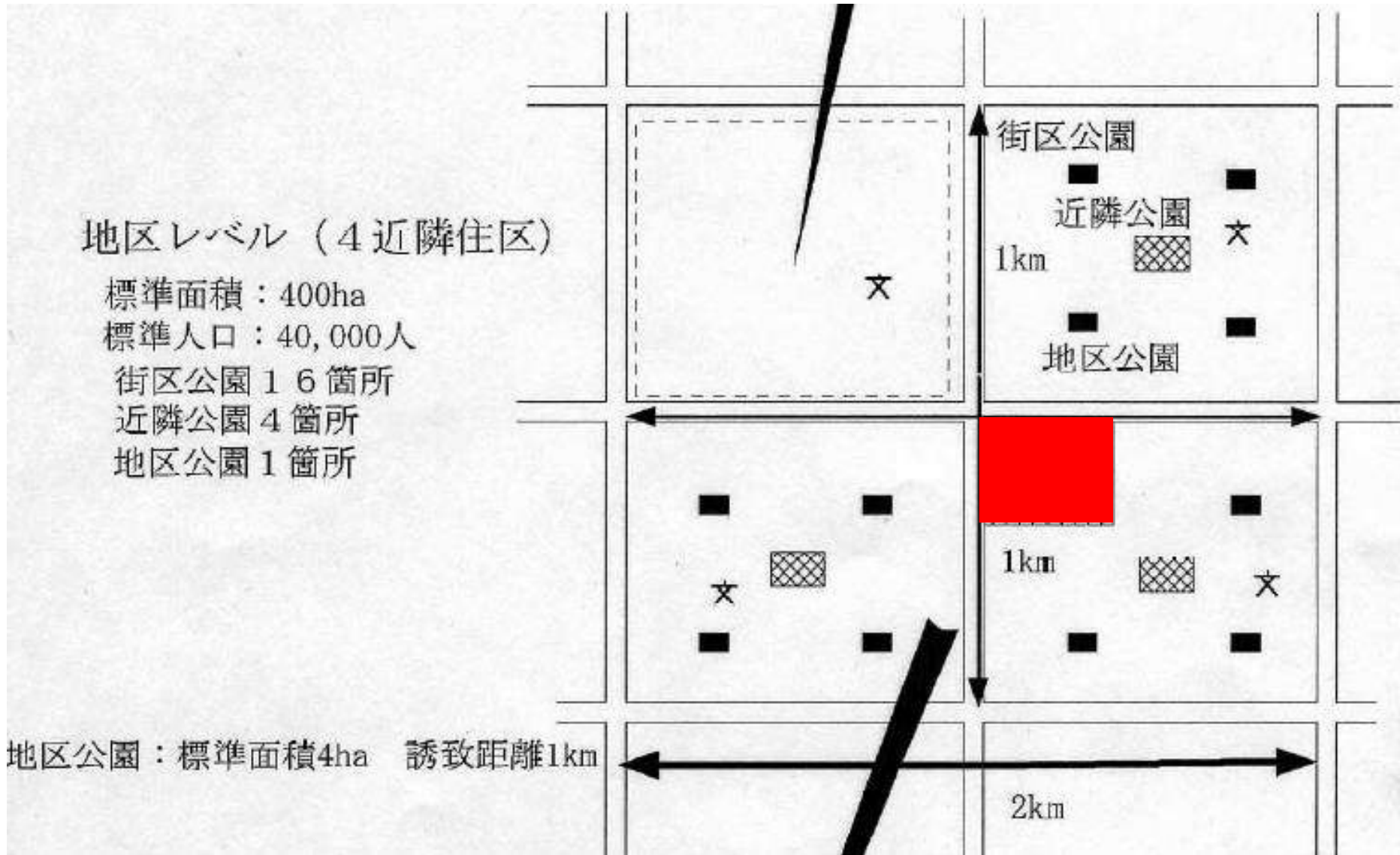


街区公園：標準面積0.25ha 誘致距離250m

近隣公園：標準面積 2ha 誘致距離500m

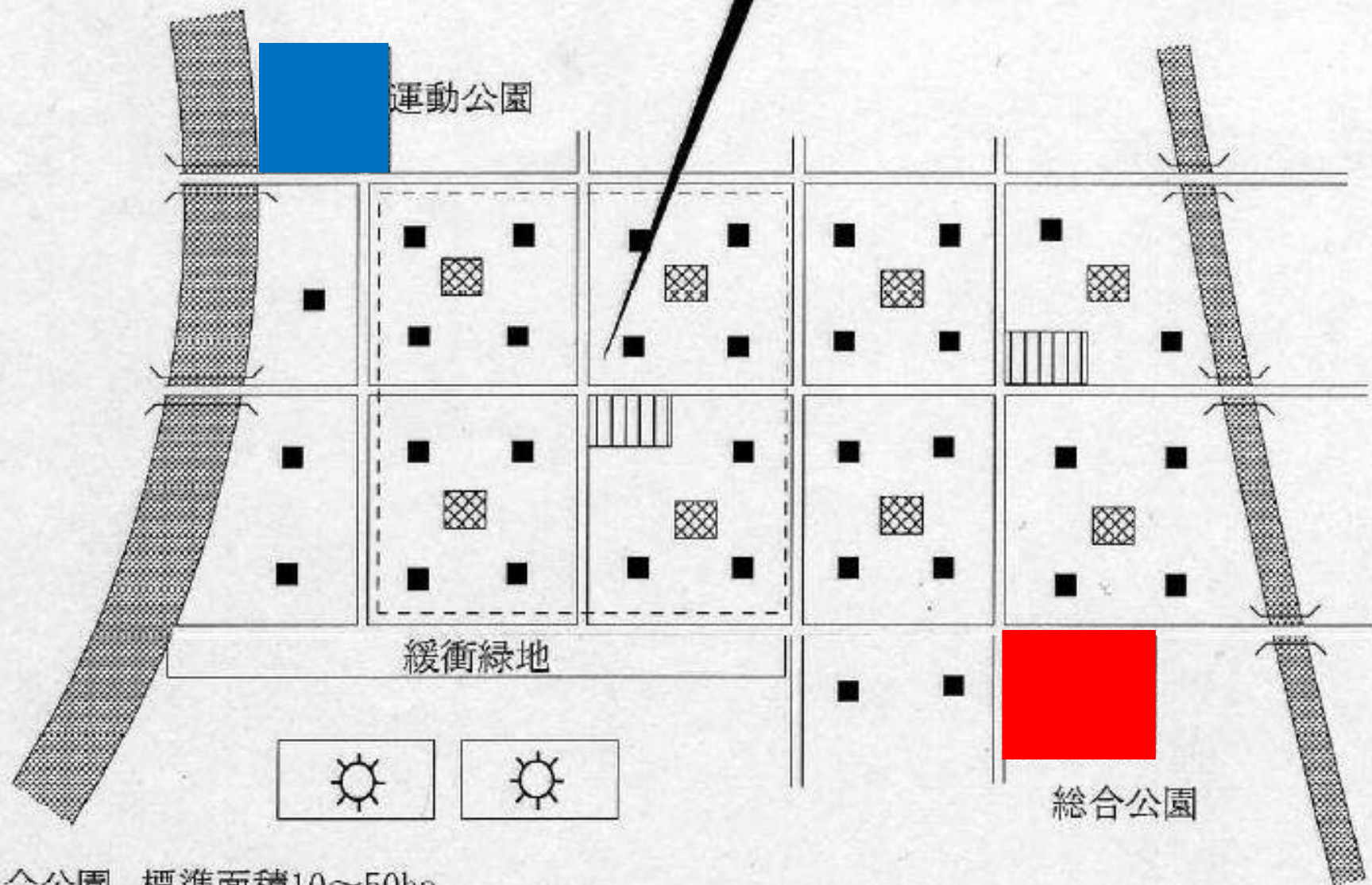
- ・「近隣住区」：計画的に築かれた住宅地の単位
- ・1924年アメリカの社会・教育運動家、地域計画研究者クラレンス・ペリーが『近隣住区論』(The neighbourhood unit) を発表

■住区基幹公園(地区公園)

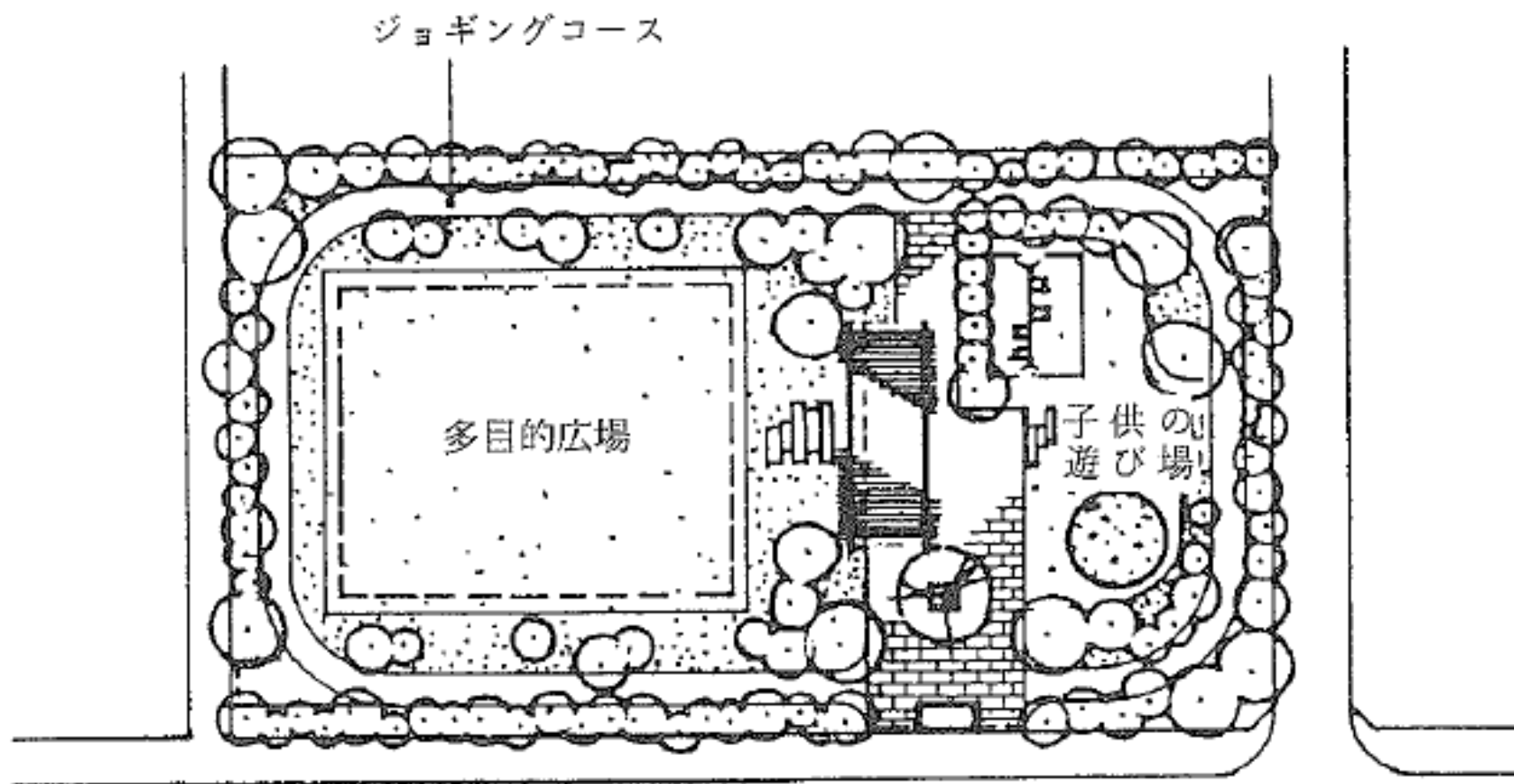


■都市基幹公園(総合公園、運動公園)

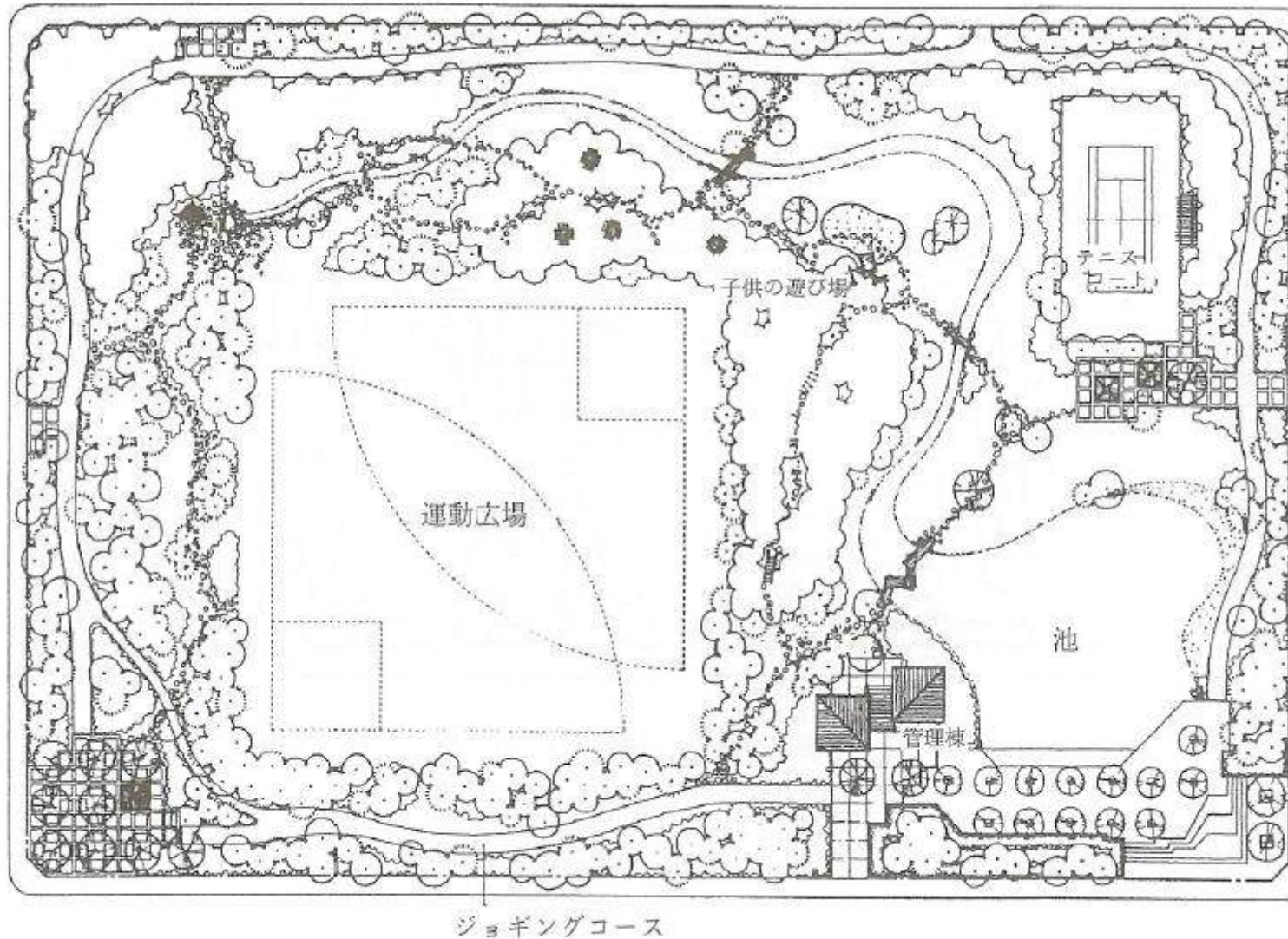
都市レベル



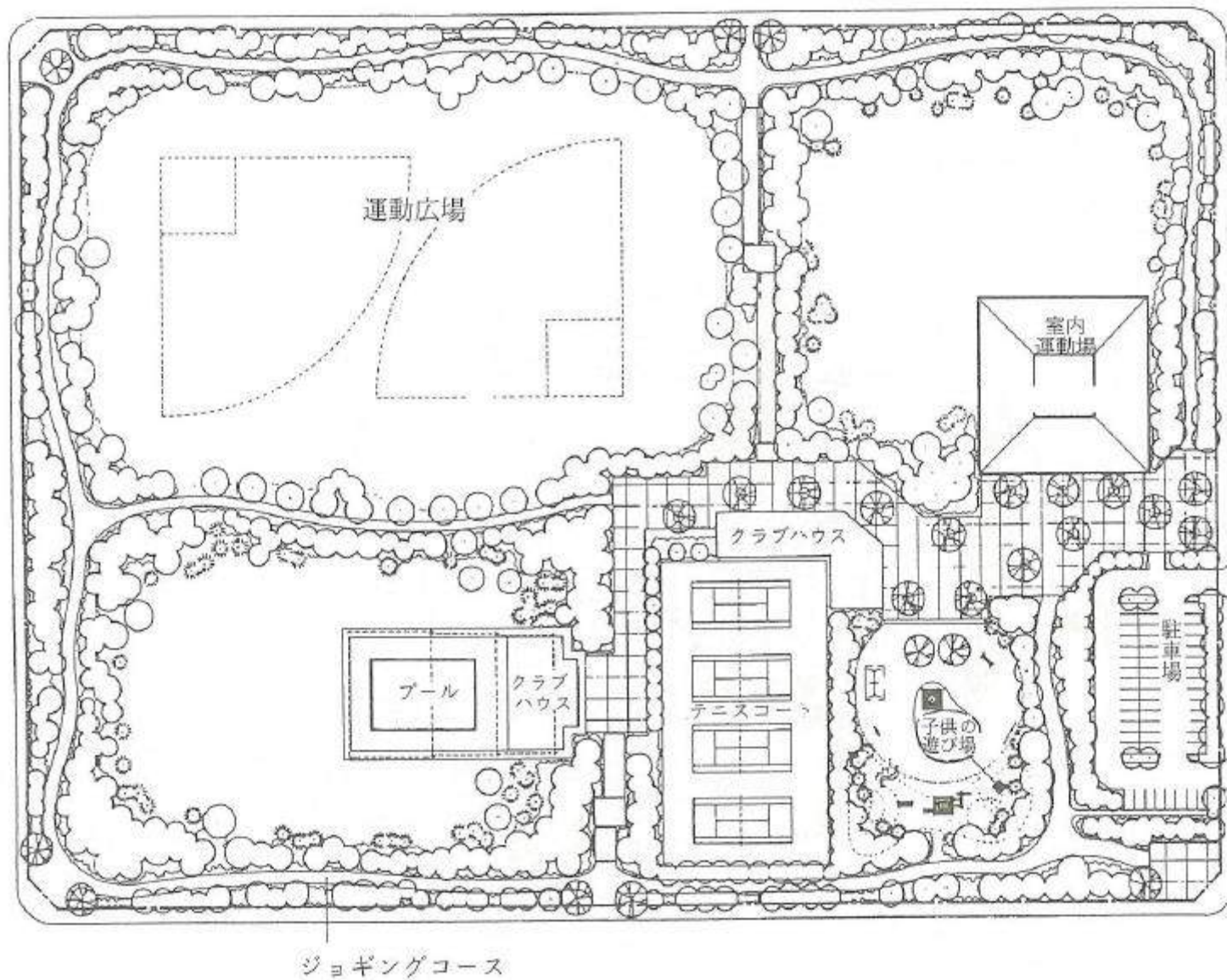
総合公園 標準面積10~50ha
運動公園 標準面積15~75ha
都市の規模に応じて配置



街区公園モデル図 0.25ha



近隣公園モデル図 2ha



地区公園モデル図 4 ha



<https://www.google.co.jp/maps>

静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



静岡県立草薙総合運動場(運動公園:静岡県駿河区)



広島市中央公園広場エリア EDION PEACE WING



「ES CON FIELD HOKKAIDO (エスコフィールド HOKKAIDO)」 2023.3 OPEN
スポーツ庁選定 「多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ」

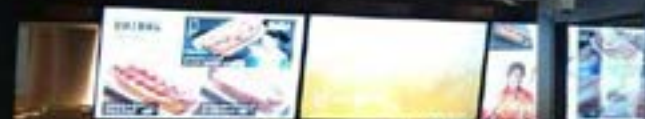


きたひろしま総合運動公園 (北海道北広島市)





11 foodhall by Nipponham



出口

光売



焼鳥

電石火

市

電石火

BUDA BOMB



そらしば CRAFT BEER BREWERY
by 多岐よみエール

そらしば

そらしば
CRAFT BEER BREWERY
by 多岐よみエール





公共施設・公共空間の変化 まちづくりに向けた積極活用の流れ



2019年5月14日（火）～18日（土）
MARUNOUCHI STREET PARK（マルノウチストリートパーク）」



© Marunouchi Street Park 2024 実行委員会

MARUNOUCHI STREET PARK 2024夏：(一社)大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会ほか

駅前が対象の「広場条例」素案を公表

藤沢市 神奈川新聞2020.2.29

藤沢市は28日、藤沢駅前北口周辺を対象とした広場条例の素案を公表した。道路から広場へ、**道路法の規制がかかる駅前のペデストリアンデッキ（歩道橋）と歩行者専用道の位置付けを変更**。交流、にぎわいの拠点として「藤沢・湘南の玄関口」の活性化につなげる。県内初の試みで、来年4月の施行を目指す。市議会常任委員会で報告した。



©GK-Design

道路として位置付けられるデッキと歩行者専用道の利用は、公益行事などに限定されている。同条例制定によって、まちのにぎわいづくりや交流を目的としたイベント、展示会、マルシェなど幅広い活用が可能になる。

⇒2021年4月1日

藤沢市藤沢駅前広場条例

⇒2021年4月1日～ 指定管理開始

(一社)藤沢駅周辺地区エリアマネジメント



©GK-Design



「道路」を外した藤沢駅前ペDESTリアンデッキ（藤沢市）2023.7.10撮影



PPP（官民連携・公民連携）の流れ

- 1999年 PFI法
- 2001年 骨太の方針「民間でできることは民間に委ねる」
- 2003年 指定管理者制度（地方地自法）
- 2006年 公共サービス改革法
- 2009年 「新しい公共」所信表明演説
- 2011年 PFI法改正「公共施設等運営権」
- 2011年 道路空間における商業活動
都市再生特別措置法等による特例
- 2011年 河川空間における商業活動
河川敷地占用許可準則による特例
- 2017年 公募設置管理制度（都市公園法等改正）Park-PFI
- 2020年 歩行者利便増進道路（道路法改正）ほこみち
ウォーカブルシティ（都市再生法改正）
滞在快適性等向上公園施設設置管理協定制度
- 2022年 民間事業者による賑わい創出に資する
公共還元型の港湾緑地等の施設整備（港湾法改正）みなと緑地PPP
- 2023年 漁港施設等活用事業制度（漁港漁場整備法改正）海業推進



都市再生特別措置法 2011年
 国家戦略特別区域法 2014年
 中心市街地の活性化に関する法律 2014年

市町村
計画策定

国土交通大臣
承認
内閣総理大臣
認定

道路管理者
民間施設の
占用特例

道路の占用特例の流れ

都市再生整備計画への記載等(都市再生法46条10項、11項)

市町村は都市再生整備計画に、道路に係る
 ・占用許可の対象物件(広告塔、食事施設、自転車駐車器具等)
 ・占用しようとする場所
 等に関する事項を記載することができる。

道路管理者・都道府県公安委員会への協議・同意

事前明示性
関係者合意

都市再生
整備計画
の公表

特例道路占用区域の指定(都市再生法62条2項)

道路管理者が、占用物件の施設毎に道路占用特例を適用する道路区域を指定。

市町村への意見の聴取及び所管の警察署長との協議

指定の区域及び施設等の種類を公示(法62条3項)

道路占用許可の特例の適用(都市再生法62条1項)

道路管理者は、都市再生整備計画の計画期間内において、同計画に記載された施設等の占用について、次の3つの条件全てを満たすとき、許可することができる。

- ・特例道路占用区域内で指定した施設等であること。
- ・道路法33条1項の政令で定める基準に適合すること。
- ・安全かつ円滑な交通を確保するための基準(都市再生法施行令18条)に適合すること。

要件緩和

無余地性の基準を適用外

※道路交通法に基づく道路使用許可が別途、必要となります。

道路占用許可特例 事例 R2.10 国土交通省

● 道路占用許可の特例 (44件・26市区) ※令和2年10月末時点



1. 札幌大通まちづくり(株)(札幌市)
2. 高崎まちなかオープンカフェ推進協議会(高崎市)
高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会(高崎市)
まちづくり協議会(高崎市)
3. 富士見商店街協同組合(千葉市)
千葉銀座商店街振興組合(千葉市)
千葉市中心市街地まちづくり協議会(千葉市)
ウエストリオテナント会(千葉市)
バラソルギャラリー実行委員会(千葉市)
栄町通り商店街振興組合(千葉市)
千葉都心イルミネーション実行委員会(千葉市)
(公社)千葉県観光物産協会(千葉市)
センシティビルディング管理組合(千葉市)
千葉商工会議所(千葉市)
r-223(千葉市)
4. (一社) 柏の葉アーバンデザインセンター(柏市)
(一財) 柏市まちづくり公社(柏市)
5. 新宿駅前商店街振興組合(新宿区)
新虎通りエリアマネジメント協議会(港区)
(一社) 渋谷駅前エリアマネジメント(渋谷区)
一般社団法人新虎通りエリアマネジメント(港区)
6. 協同組合総曲輪通り商盛会(富山市)
7. (公社) 高岡市観光協会(高岡市)
8. まちづくり福井(株)(福井市)
9. (株) まちづくり長野(長野市)
10. (一社) グランフロント大阪TMO(大阪市)
11. サイカパーキング(株)(神戸市)
神戸市(神戸市)
(株) パニラシティ(神戸市)
12. 新鳥取駅前地区商店街振興組合(鳥取市)
13. 岡山市(岡山市)
14. NPO法人タウンモバイルネットワーク北九州(北九州市)
15. まちづくり東海(東海市)
16. 姫路市(運営主体:株式会社福山コンサルタント)(姫路市)
17. NPO法人 宇都宮まちづくり推進機構(宇都宮市)
18. 多摩センター地区連絡協議会(多摩市)
19. 栄ミナミまちづくり(株)(名古屋市)
20. (株) まちづくり大津(大津市)
21. (株) 宿坊クリエイティブ(和歌山市)
22. 周南市(周南市)
23. (一社) TCCM(豊田市)
24. 民間事業者(松本市)
25. (公財) 前橋市まちづくり公社(前橋市)
26. 一般社団法人草薙カルテッド(静岡市)



GOOD MORNING CAFE & GRILL

新虎通り (港区)

ほこみち制度創設 2020年

- 「道路空間を街の活性化に活用したい」「歩道にカフェやベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい」など、道路への新しいニーズが高まってきている。
- このような道路空間の構築を行いやすいよう令和2年5月20日に成立した改正道路法において、新たに「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」制度を創設（令和2年11月25日）。

歩行者の利便増進のための構造基準の策定

- ・ **歩道等の中に、“歩行者の利便増進を図る空間”**を定めることが可能に

【新たな構造基準のイメージ】

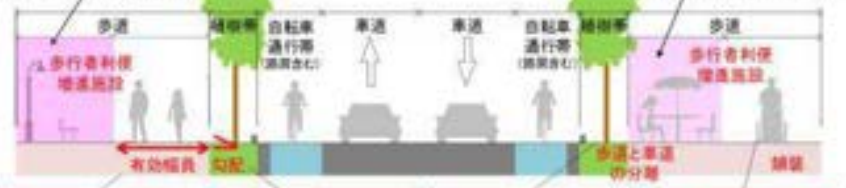
【現行】



車道を4車線から2車線に減らし、歩道を拡張

【改築後】

歩行者の利便増進を図る空間



バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準	バリアフリー基準
・高い土間がすれ違える歩道の有効幅員（2.0m以上）を確保	・歩道の縦断勾配 5%以下（特例値8%） ・歩道の横断勾配 1%以下（特例値2%）	・緑地帯や並木や柵の設置 ・縁石の設置 高さ15cm以上	・透水性舗装を活用し、平気で濡りにくく水はけが良い仕上げとする

利便増進のための占用を誘導する仕組みの導入

- ・ ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、**占用がより柔軟に認められる**
- ・ **占用者を幅広く公募**し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- ・ 公募により選定された場合には、**最長20年の占用**が可能（テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



歩行者利便増進道路（ほこみち）指定数

	2023年 5月31日	2024年 3月31日
指定している道路管理者数	44	58
指定している路線数	119	139
ほこみちがある市区町村数	44	57



2022 Mido-suji CHALLENGE

御堂筋チャレンジ

2022/10/15 (Sat) ▶ 11/13 (Sun)

2025めざして「御堂筋」のシクミをつくる社会実験



大阪のメインストリート、御堂筋。歩道を広げる整備は道頓堀川～千日前通の「2期区間」が完成。いよいよ、長堀通～道頓堀川の「3期区間」に着手、10月に側道を閉鎖し、工事に向け影響を検証することとなりました。御堂筋では、道路を柔軟に使いこなしていく新たな制度「歩行者利便増進道路」区間として、2017年から、沿道の「道路協力団体」による多彩な社会実験を積み重ねてきました。2022年は、さらに範囲を広げて、整備済み区間での将来形・整備予定区間での利活用の実験を通じて、官民連携によるストリート運営のしくみづくりをめざします。2025大阪・関西万博へ、ストリートのチャレンジは続きます。アップデートし続ける御堂筋を、ぜひ、体験してください。

プログラム詳細は「ミナミ御堂筋の会」ホームページをご覧ください! >> <https://minami-midosuji.net/>

【お問い合わせ】 (一社)ミナミ御堂筋の会 [事務局:(株)地域計画建築研究所(アルパック)] ▶ ☎06-6205-3600

NPO法人御堂筋・長堀21世紀の会 ▶ ☎06-6241-0505

大阪市建設局企画課道路空間再編担当 ▶ ☎06-6615-6786



実施主体：NPO法人御堂筋・長堀21世紀の会 / (一社) ミナミ御堂筋の会 (大阪市指定・道路協力団体) / 大阪市建設局

御堂筋にキッチンカー登場 くつろぎスペースも、歩道化工エリアで社会実験始まる

© 産経新聞



大阪府中央区の御堂筋で閉鎖した側道にキッチンカーなどを出店させる社会実験「御堂筋チャレンジ2022」



osakacityview

御堂筋歩道拡幅工事（心齋橋エリア）





なんば広場2025年3月完成
なんば広場マネジメント法人設立準備委員会
南海電気鉄道(株)、(株)高島屋、戎橋筋商店街振興組合、なんさん通り商店会、(株)丸井

©Nankai Electric Railway Co., Ltd. All Rights Reserved.

なんば広場2025年3月完成

なんば広場マネジメント法人設立準備委員会

南海電気鉄道(株)、(株)高島屋、戎橋筋商店街振興組合、
なんさん通り商店会、(株)丸井



河川敷地占用許可準則の改正

S40年→H11年→H17年→**H23年**→H28年

市町村
計画要望
協議会など
地元合意

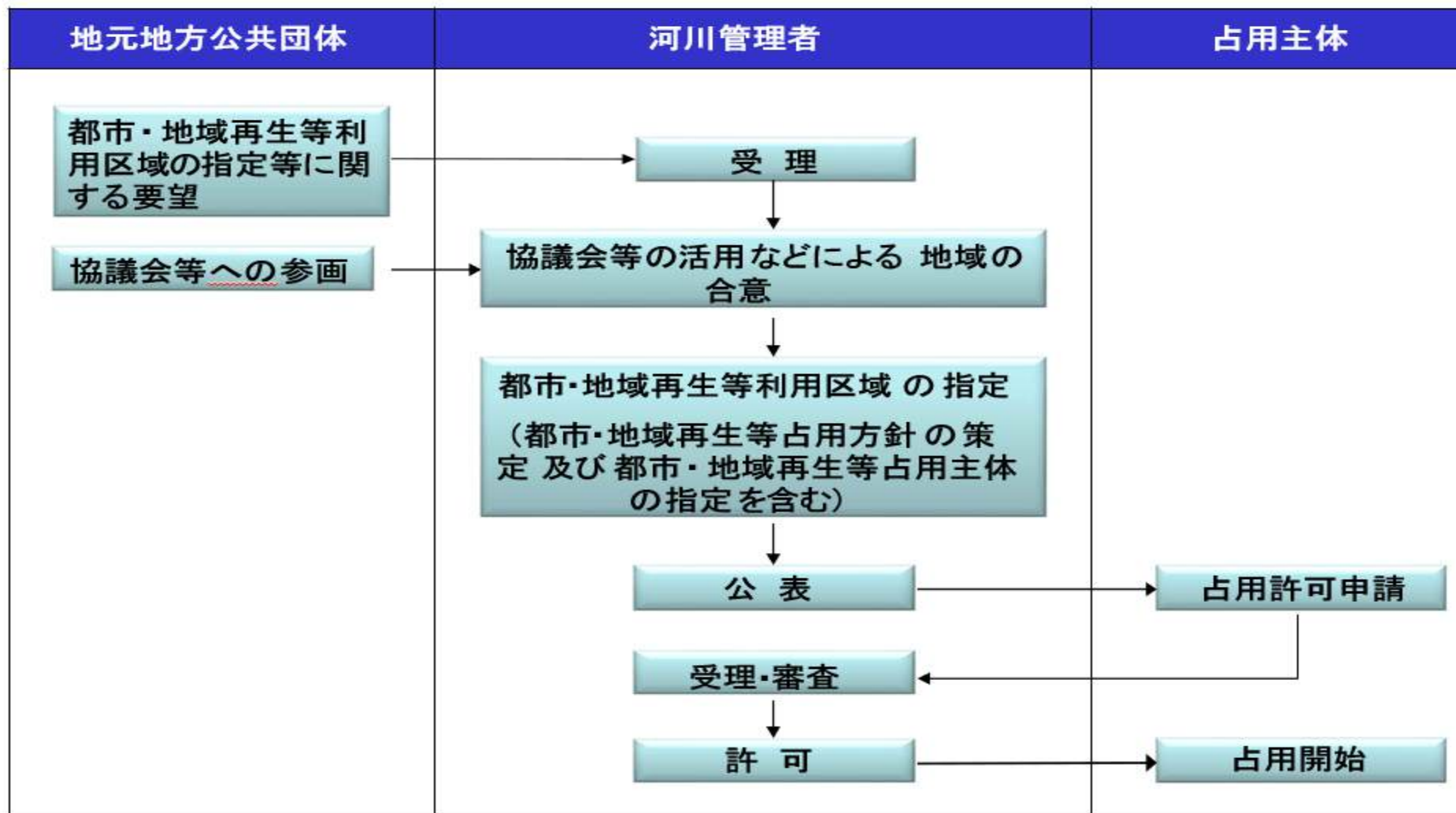


河川管理者
による
区域指定



河川管理者
民間施設の
占用特例

河川空間のオープン化の手続の流れ



河川空間のオープン化活用事例集

R6.7 国土交通省 水管理・国土保全局

都市・地域再生等利用区域において
占用許可が可能な施設

- ① 広場、イベント施設、遊歩道、船着場
- ② 前述の施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等
- ③ 日よけ、船上食事施設、突出看板、川床
- ④ その他都市・地域の再生等のために利用する施設

オープン化が適用される要件

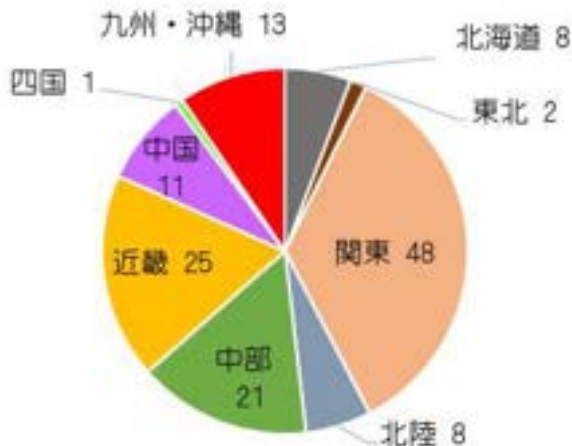
- 河川敷地を利用する区域、施設、主体について地域の合意が図られていること。
- 通常の占用許可でも満たすべき各種基準に該当すること。
(治水上及び利水上の支障がないこと等)
- 都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資すること。

令和5年度は
新たに**21箇所**
オープン化されました！

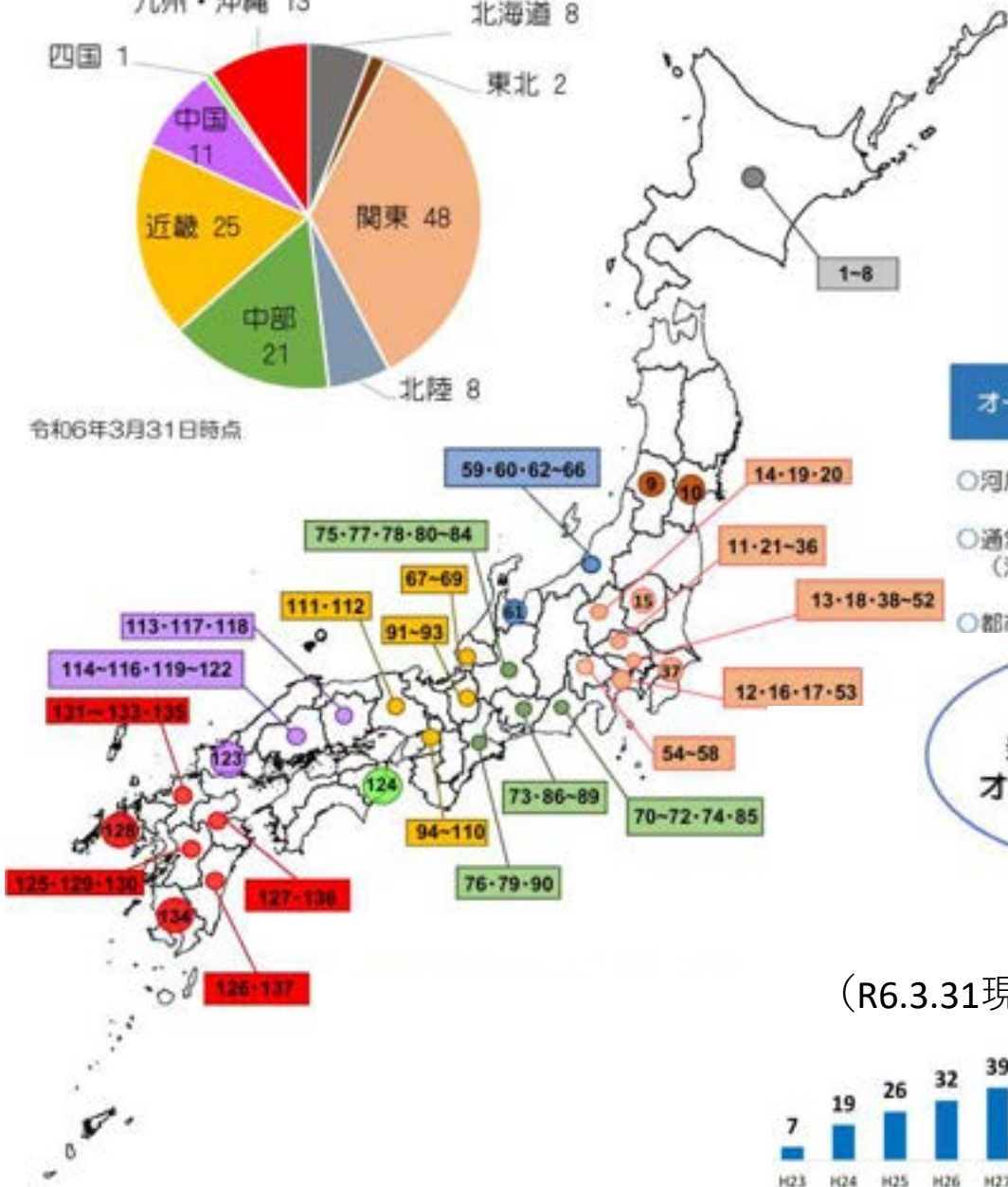
オープン化の主な流れ



(R6.3.31現在)



令和6年3月31日時点





隅田公園オープンカフェ（タリーズ・コーヒー）



隅田川・隅田公園オープンカフェ (Café WE)

タグボート大正 尻無川（大阪市）





焼肉サイト 肉欲パースル

コロナ禍でもお客様に安心して外食を楽しんでいただけるよう、100%無肉質にする事で3割とばかり減らした。惣菜の廃止しの旨さを保ちてい...

営業時間 11:00 - 22:00 土日祝日12:00 - 22:00
予約可能 ● 1,500円 ~ 4,000円



PIZZERIA DA DOTS

ピッツェリア (ピザを専門に提供するイタリア料理店) をもっと多くの方に知ってほしい。その思いから「平日限定！」をコンセプトに、イタリア産...

営業時間 11:00 - 22:00 17:00 - 22:00
予約可能 ● 1,200円 ~ 1,200円



MONDIAL KAFFEE 328 TUGBOAT

MONDIAL KAFFEE 229はスタッフ一人一人の個性や嗜好を込め、パスタ、和食、パティシエ、ブーランジェ、インテリアデザイン、...

営業時間 11:00 - 20:00 (土日祝日10:00 - 20:00) (土・日・祝)
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,800円



SEAGULL DINER

大塚駅の世界遺産「西宮町 - 古本町地区」のある町並みで、西海側かつフォルニアにあるアメリカンダイナーをイメージしてオープン。スタッフも、サーフイ...

営業時間 12:00 - 21:00 (土日祝日10:00 - 21:00)
予約可能 ● 1,300円 ~ 2,000円 / 1,200円 ~ 2,000円



あやバカー一代。

お好み焼屋で修行し、焼き肉、焼肉焼肉をメインに、割烹屋定メニューを出店したコラジメニューなどの限定メニューも随時更新！日本酒も様々な種類を...

営業時間 12:00 - 22:00 17:00 - 22:00 土日祝日10:00 - 22:00
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,800円



POTALU

メニューにあると、どうも覚えず断りまうフライドポテト。誰からも愛される、みんなが喜ぶお肉も有名なフライドポテト。毎日の、フライドポテトは...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,000円



THE MARKET Sour Lab.

「THE MARKET Sour Lab.」は原宿さんとお客さん多々なサワー専門店。旬の国産フルーツにこだわったこだわった「フルーツ」...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 900円 ~ 900円



Beer stand MARCA

福島のビール醸造所直営のビアスタンドです。毎朝の行き届いたビールサーバーで、工場直送のクラフトビールを美味しくいただけます。ビールは究極...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00) 4月平日12:00 - 22:00
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,000円



KOBE ENISHI

神戸でミシュランビブグルマン受賞のラーメン店 ENISHI 約50種類のスパイスを使用した数種類のスープにこだわり、絶えず改良を繰り返して...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 900 ~ 1,200円 / 900 ~ 1,200円



イチバナテカラ

常に進化し続けることが大切と考えています。お客様目線から商品を見つめ直し、美味しいものを最高のコストパフォーマンスで提供いたします。

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,000円



アトリエスタ食堂

アトリエスタが提供する「ワクワクエピソード」の「お祝いイベント」を色んな素材で提供する「アトリエスタ」のコンセプトです。本場東京中心に地域の食材を使...

営業時間 10:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 100 ~ 1,500円 / 100 ~ 1,500円



くれおーる タグボート大正店

海鮮、大塚駅と大塚の二大駅で人気あるあの「五七焼肉 くれおーる」がタグボート大塚へ出店。ネオンサインが目を惹く近代的な装いで、盛り盛り...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,200円



笑野人

笑野人グループの新店 鶴岡店も「笑野人」(本場より)がTUGBOAT_TAIPOに直営！本格的な海鮮料理は絶品。お楽しみメニューのコンラ...

営業時間 12:00 - 22:00 (土日祝日10:00 - 22:00)
予約可能 ● 900円 ~ 1,000円

2F



SUNSET2117

こんにちは！ 約13年前、大塚駅の真横に「浮かんていた本店」(SUNSET HOUSEBAR SUNSET2117)です。大塚駅といえは、す...

営業時間 12:00 - 0:00 大塚駅前
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,000円



大正いやんばかん

面白いに考案した、飲みで楽しめる新しいスタッフバー。店内に仕掛けられた様々なクイズをお客様が楽しめるお楽しみ企画もご用意しています。是非、お参...

営業時間 12:00 - 2:00 (土日祝日10:00 - 2:00) 大塚駅前
予約可能 ● 1,000円



沖縄酒場 きじむなへの森

地元大塚区の下町エリアで今年愛され続けてきましたが、2020年TUGBOAT_TAIPOオープンにより移転！これからは地元大塚区の人...

営業時間 12:00 - 2:00 (フード&ドリンク10:00 - 2:00) 大塚駅前
予約可能 ● 1,000円 ~ 1,000円

1F

タグボート大正 尻無川（大阪市）



かわまちづくり支援制度の概要

(2009年～)

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す。(令和3年度末時点:244地区)

ソフト施策による支援

- ・都市・地域再生等利用区域の指定等による民間事業者等のオープンカフェ等への河川空間の多様な利活用の促進
- ・優良事例に関する情報提供や必要な調査等により、計画の実現を支援

都市・地域再生等利用区域の指定の適用事例



遊歩道の民間活用
(道頓堀川/大阪市)



オープンカフェの設置
(京橋川/広島市)

先進的な取組の情報提供



民間事業者の参加
(信濃川/新潟市)



賑わい拠点の整備
(木曾川/美濃加茂市)

ハード施策による支援

- ・治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理用通路や親水護岸等の施設整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援。
(市町村、民間事業者が河川空間の利用施設を整備)



河川管理用通路の利用
(最上川/長井市)



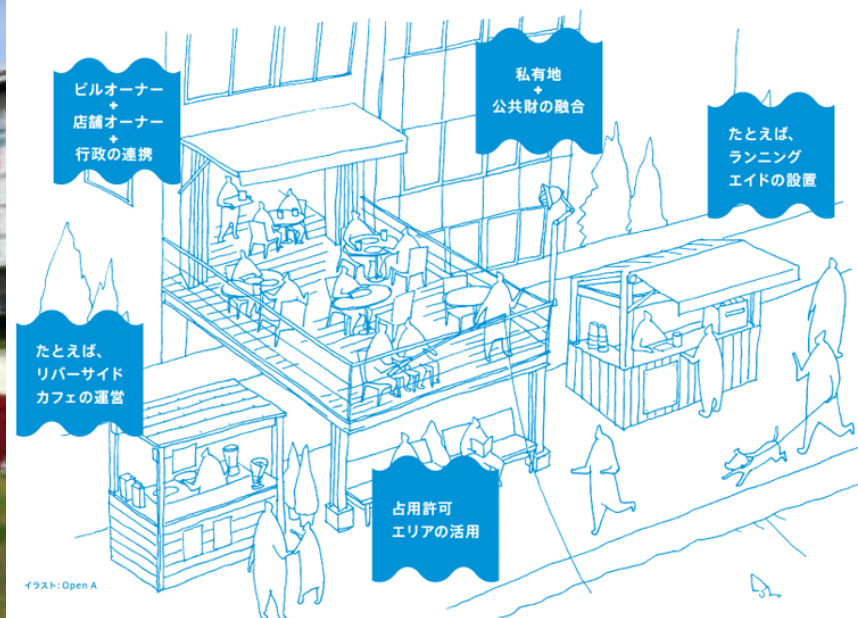
親水護岸の利用
(新町川/徳島市)

かつての賑わいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくプロジェクトです。
ミズベリングは「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語。
水辺に興味を持つ市民や企業、そして行政が三位一体となって、水辺とまちが一体となった美しい景観と、新しい賑わいを生み出すムーブメントを、つぎつぎと起こしていきます。



2014年～

- ①まちにある川や水辺空間の賢い利用
- ②民間企業等の民間活力の積極的な参画
- ③市民や企業を巻き込んだソーシャルデザイン





やすらぎ堤 信濃川（新潟市）